

カ 災害時等緊急対応への貢献 基準

(評価対象となる災害時等緊急対応)

対応工事	内 容
緊急工事	和歌山県内における大雨等による崩土の除去等の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人が緊急依頼した工事。
維持工事	和歌山県内における崩土除去や路面凍結防止剤散布等の道路維持工事等において、路線等一定区間における不測時の対応の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人の要請によるもの。
その他	各振興局建設部長等が緊急的な対応と認めたもの。

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日の前日までの2年間に、和歌山県内で災害時等緊急対応を行い、国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人と直接契約を交わした者。

※元請け業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請業者も対象となります。

(評価の方法)

(1)	【 緊急工事 】：1件につき20点を加点
(2)	【 維持工事 】：1件につき20点を加点（工事の実績がある場合のみ）
(3)	(1) + (2) で合計60点を上限とする。